

# 真庭市農業委員会だより 「豊かな大地」 第2号

編集・発行 真庭市農業委員会 真庭市久世2928 電話(0867)42-1676 FAX(0867)42-1048 E-mail nohgyoh@city.maniwa.lg.jp

した丸ととが業るり建本不すをが農有対り。図、地さ難し日頃に春の息吹を感じる頃となりました。ましの息吹を感じる頃となりました。ましの息吹を感じる頃となりました。

くいとを魅今必が農こ議年足今おとな目力年要経業と今を二な、願思り指のもで営者を後行月ど耕いい、しあ、あての望のつにが作しま取、る農るに活ん市たは問放ますり農産業と成力で政と題棄すの組業業が考りがおにこ市と地でん委とやえ立出立り生ろ長なやで員なりまつてまかでにる担よい会るがすこ、すさあ対中いろき一こい。と農れし、手



真庭市農業委員会  
会長 矢谷光生

会長あいさつ

## 農地制度が大きく変わりました!

### 改正農地法が昨年十一月に施行されました。

行正進農地法、農業経営基盤強化促進法等の法、農地に関する法律が改定され、農地の貸し出しによる賃借の規制が緩和されました。

重会放制やのを農地強くなるものまであります。農地に利用されることがあり、利用への規制が緩和されました。

合く知らせは次くの業者主です策する役をはじめ、任も農は転来作業への極めて委耕のり的転換

農地取得に係る下限面積が変更されました。

提い申れ限でし積農積十市があい從來、從事地を業をア全法れば下限地が設定員めルがの全域面積（北房地）も意すがご業がご別で、いなど）情くの変たと委あと場段あさ、さ下会ま面面五庭

お報市まる情な借地農がりをHしこ報ど料域業廢止標準提Pたとをのご委員され、料しも真な供査均の会で、料て情庭りすし額賃が

#### 賃借料平均額(田・10a/年) 2008年1月～12月

地区名	平均額	最高額	最低額
北房・落合・久世	9,778円	13,000円	5,000円
勝山・美甘・湯原	9,147円	14,000円	5,000円
中和・八束・川上	9,761円	13,000円	5,000円

標準小作料が廃止され、賃借料の情報を提供することになりました。

共用農地の貸借が、共有持分の二分の一超の同意で可能になりました。

農地の貸借期間が五十年まで設定可能になりました。たとえば、収穫が安定する場合には、從来は二十年物まで五十年まで設定できました。

相続などで農地を取得した場合、農業委員会への届出が必要になりました。

相続などで農地を取得した場合、農地の権利を許可を得しめた場合には、農業委員会へその旨を届け出ることが会員が行いました。

全ての耕作放棄地が指導の対象になりました。

全ての耕作放棄地が措置の対象になり、農業委員会が、毎年、農地の利用実施する状況等の調査を行なう計画の提出、勧告などを農業会員が、必要がある場合には、あるとどめられると、所持者への指導、委認を行なうことになります。

農地の違反転用の罰則が、大幅に強化されました。  
農地の違反転用に対する罰金等が大幅に引き上げられ、違反転用及び原状回復命令違反について、法人一億円以下の罰金個人三百万円以下の罰金又は三年以下の懲役になりました。



## 農業施策・農地制度等勉強会の実施

七月十日、全農業委員会を対象に、市農林振興課担当者を講師として、「農業施策・農地制度等勉強会」を実施しました。市担当者から、真庭市が行つて、いろいろな農業振興施策等について、スライドなどを用いて、詳しい説明を受けました。委員からは、市担当者に対しても、様々な質問が活発になされました。その後、農業委員会事務局担当者が、農地法の改正を含む農地等について説明を行いました。

贈与に関する事務日は、買主の方に員地施しにつき応が、市内にいらして、農地の相談会は、市内に至るまで、北房

## 農業問題相談会の実施



(市担当者の説明を熱心に聴く農業委員)

「住宅等への農地の転用申請手続について」など、計十三件の相談がありました。農業委員会まるであります。お気軽にご相談ください。



(現地の状況を確認する地区担当委員)

## 農地パトロールの実施



(相談受ける農業委員と事務局職員・蒜山会場)

## 県外からの視察の受け入れ



(熱心に意見を交わす市長と農業委員)

高ら知県土佐市、農業委員会には、愛媛県大洲市十日には、

真庭市農業委員会に、県外視察があり、八月六日には、か

## 市長との意見交換会の実施

八月十一日、市長と農業委員との意見交換会を実施しました。

当日は、3月に市長に対して行つた建議に対する回答書を、会長が市長から受け取るとともに、回答書の内容について市産業に観光部長、農林振興課長も同席いたとき、意見交換を行いました。



(ヤギ牧場きらりでの従業員の方の説明)

きに造の取牧ぎを後、事務十  
まな施駅りに牧また、その後は、視会十一月六日に、先進地視察研  
設「組による耕作場」を実施しました。話つヶに「い放では、後に視察した。話を「い放では、さ地のこぞ米ら解消いた「  
うれがそとれ粉に、への放ヤが参の「で考製道の放ヤ

## 先進地視察研修会の実施

(説明をする矢谷会長)  
(加温ハウス施設の現地視察)

島県庄原市農業委員会がそれぞれ視察に来られ、当農業委員会の概要や取り組みを説明するとともに、当農業委員会の委員と意見の交換を行いました。

## 市内各地域で頑張っている農家の方を紹介します。

FIGHT!  


長野県の農業大学校の職員だった木村さん。平成19年に、奥さんの祖母が暮らす真庭市にターンで就農されました。

「栽培している水稻はすべて農薬や化学肥料は使用していません。ですが、味や品質が悪ければ消費者の方に受け入れられないと思います。味や品質を向上させ、もっと消費者の方に喜んでもらえるお米を育てていきたいです。」とお話をされました。



### 北部地域

就農3年目 (35才)  
(経営内容) 水稻 2ha  
野菜 15a など

木村政彦さん (八束地区・蒜山中福田)



### 中部地域

就農6年目 (36才)  
(経営内容) ナス 20a  
ホウズキ 15a  
ピオーネ 14a など

大塚雅史さん (久世地区・櫻西)

兵庫県の都市計画コンサルタント会社で神戸の復興や街づくりの仕事をしながら市民菜園を借りて野菜を作っていた大塚さん。平成16年に、奥さんの実家のある真庭市にターンで就農されました。

「地域に雇用の場があり、その一つが農業であればと思います。農業が、若者の魅力ある職業として選択肢の一つになるよう頑張りたいと思います。」とお話をされました。

24年間、農協に勤められ野菜などの販売に携わっておられた西村さん。地産地消にこだわり、地元で取れるおいしい農産物を地元の人たちに届けたいとの思いから、平成13年に就農されました。

「真庭市の南部に位置する北房地域を基点に、北部の蒜山地域まで、市外から来られた方が、真庭市内で1日を過ごせるような、観光農業の一端に携われたら。」とお話をされました。



### 南部地域

就農9年目 (52才)  
(経営内容) イチゴ (ハウス) 15a  
スイートコーン 80a  
水稻 1.5ha  
米の乾燥調整受託など

西村良一さん (北房地区・山田)

## 農業者年金は老後生活をがっちりサポート

### 農業者年金のメリット

- 少子・高齢時代に強い積立方式の年金!
- 終身年金で80歳までの保証付き!
- 支払った保険料は全額社会保険料控除!
- 手厚い政策支援! 保険料に国庫補助も

~農業者の方なら広くご加入いただけます~

一定の要件を満たす方に月額最高1万円、  
通算すると最大で216万円

公的年金  
ならではの  
税制上の  
優遇措置

### 農業者年金の試算額

加 入 年 齢	納 付 期 間	試 算 額		
		性 別	保 険 料 2万 円	保 険 料 3万 円
20歳	40年	男性	91 万円	136 万円
		女性	79 万円	118 万円
30歳	30年	男性	60 万円	90 万円
		女性	52 万円	78 万円
40歳	20年	男性	35 万円	53 万円
		女性	31 万円	46 万円
50歳	10年	男性	16 万円	23 万円
		女性	14 万円	20 万円

\*この試算は、65歳までの付利利率が2.30%、65歳以後の予定利率が1.55%となった場合の試算です。

付利利率2.30%は農業者年金において期待される運用収益をもとに設定した率、予定利率1.55%は農林水産省告示 (H21.4.1施行) により定められている率です。

### 保険料支払いによる節税効果の試算 (所得税・住民税)

税 率	保 険 料 の 額 が		
	月額2万円 (年額24万円) の場合	月額5万円 (年額60万円) の場合	月額6.7万円 (年額80.4万円) の場合
15%の場合	36,000円	90,000円	120,600円
20%の場合	48,000円	120,000円	160,800円
30%の場合	72,000円	180,000円	241,200円

\*各欄の金額が節税効果で、保険料支払い後も適用される税率に変動がないものとして試算しています。

### 編集後記

農業委員会よりも第2号となり、名称が「豊かな大地」となりました。この度の農地法の改正により、農業委員会が担う役割が以前にも増して大きくなりましたが、様々な活動の内容を、少しでも皆様に知って頂ければ幸いです。(事務局)

「農業委員会だより編集委員会」

(委員長) 柴田 博行  
(副委員長) 樋口 昌子  
坂本 英正 小瀬 光朗 榊 勝昭  
佐山 均 樋口 英敏

購読料  
発行週  
1ヶ月(600円)  
お申し込みは農業委員会事務局まで  
全国農業新聞

「農業者の方に有利な積立方式の年金制度です。」

農業者年金は農業者のための年金です。

税制面でも優遇されており、掛ける年数も金額も自分で決められ、自己積立したお金を国費で運用してもらい年金として受け取る新しい制度です。

他の年金と比べても、最も優れた年金制度となっていると思います。

農業者の皆様の加入を心よりお勧めします。



石原哲男 年金加入推進部長